

景観重要公共施設

1) 茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港、国道134号

(1) 景観重要公共施設の指定理由

相模湾の中央部に位置する本市の海岸線は約6kmの長さがあり、房総半島・大島・伊豆半島を望むことができます。海岸沖に望む姥島や東に見える江の島をはじめとして、海浜・漁港・砂防林・国道134号などの景観要素が本市を特徴付ける景観を形成しています。この海岸線沿いの景観を保全・修景していくため、景観重要公共施設に指定しました。



— 茅ヶ崎海岸

— 茅ヶ崎漁港

— 国道134号

ちがさきかいがん
茅ヶ崎海岸



サザンビーチ（撮影 三橋 嘉孝さん）

施設管理者

神奈川県

指定区域

市内の海岸保全区域（茅ヶ崎漁港の漁港区域との重複部分を除く。）

景観要素

えぼし岩、飛砂防備保安林、ヘッドランド、ボードウォーク、柳島キャンプ場

整備に関する
事項（景観法
第8条第2項
第5号ロ）

海岸の整備にあたっては、「海岸景観形成ガイドライン」及び「湘南なぎさデザインガイドライン」に準拠するとともに、周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、海浜の自然景観を尊重して工作物等の整備は最小限に留める。

○工作物等の整備

- ・工作物は、自然素材の使用に努める。
例）竹を使った砂防柵、木材を使用したボードウォーク、デッキ等
- ・その他の素材の使用にあたっては、彩度6を超える色彩を使用しない。
- ・素材は、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。
- ・光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。
- ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。

○自然環境への配慮

- ・海浜植物、砂防林等の植生及び砂浜の保全に配慮する。

占用許可基準
（海岸法第7条
第1項、道路法第
32条第1項又は
第3項）

- ・工作物の形態意匠については、周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しない。

ちがさきぎょう
茅ヶ崎漁港



漁港（撮影 三橋 嘉孝さん）

<p>施設管理者</p>	<p>茅ヶ崎市</p>
<p>指定区域</p>	<p>漁港区域内（海岸保全区域と重複する部分を含む。）で用途地域の指定のない区域</p>
<p>景観要素</p>	<p>防波堤、漁船、お祭り広場、サザンビーチちがさき、浜降祭、湘南祭、花火大会</p>
<p>整備に関する 事項（景観法 第8条第2項 第5号口）</p>	<p>海岸の整備にあたっては、「海岸景観形成ガイドライン」及び「湘南なぎさデザインガイドライン」に準拠するとともに、周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、海浜の自然景観を尊重して工作物等の整備は最小限に留める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の整備にあたっては、自然素材の使用に努める。 例）竹を使った砂防柵、木材を使用したボードウォーク、デッキ等 ・ その他の素材の使用にあたっては、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・ 素材は、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ・ 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。 ・ サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○自然環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海浜植物、砂防林等の植生及び砂浜の保全に配慮する。 <p>・ 工作物の形態意匠については、周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さは、屋外広告物（看板）を含め10メートル以下とする。 ・ 建築物の階数は、地上2階以下とする。ただし、仮設建築物は地上1階以下とする。 ・ 建築物の基調色は、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・ キャラクターなどの占用物は控える。
<p>占用許可基準 （海岸法第7条 第1項、漁港漁場 整備法第39条第 1項、道路法第 32条第1項又は 第3項）</p>	

こくどう 134号 ぐう



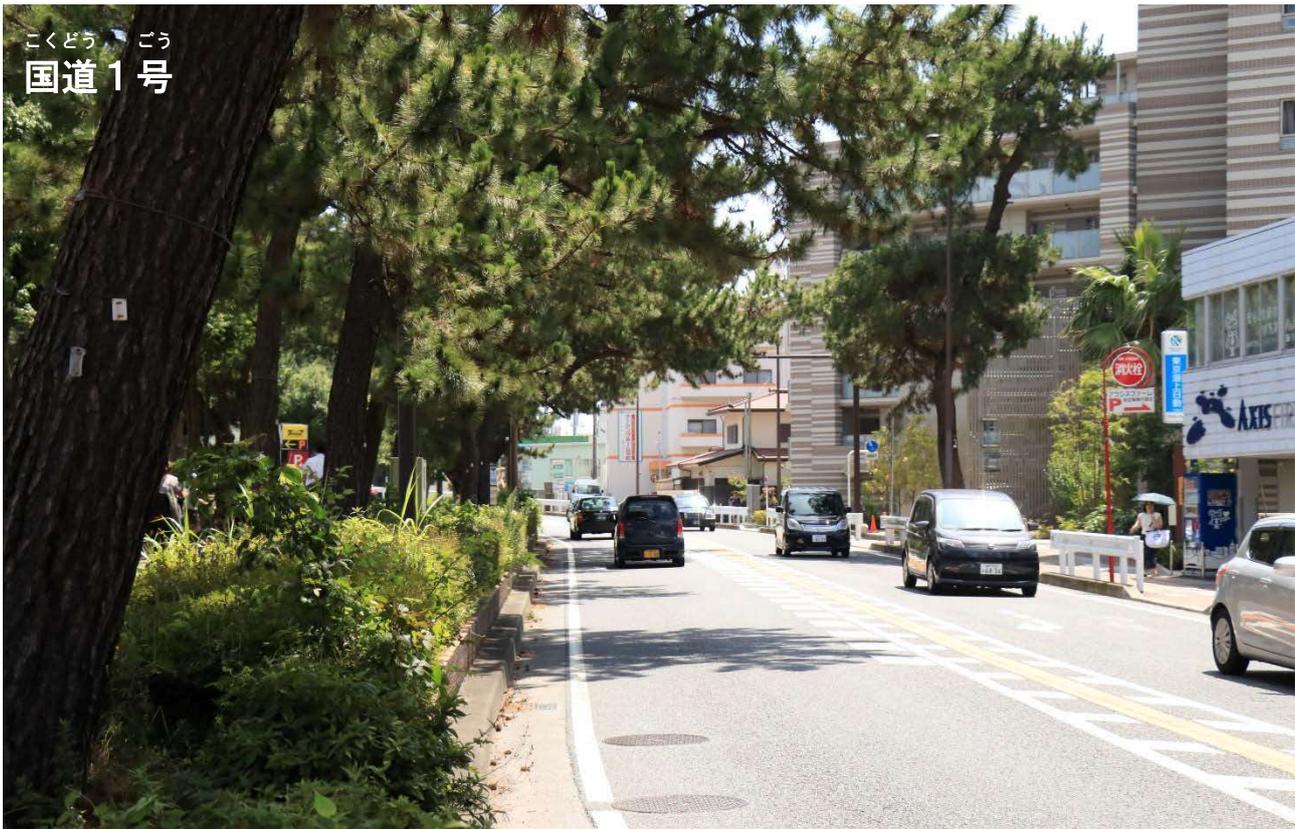
134号線道路の歩道橋からみる富士山の夕焼け 一中通り歩道橋（撮影 五十嵐 正男さん）

施設管理者	神奈川県
指定区域	市内の134号全線（海岸及び漁港に含む自転車歩行者道は含まない）
景観要素	飛砂防備保安林、電線類地中化、4車線化、歩道橋、地下通路
整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、海浜の自然景観を尊重して工作物等の整備は最小限に留める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・道路管理者は、別表6-1に定める交通安全施設の整備等を行う場合は、同表に定める色彩基準に適合させるものとする。・素材は、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。・光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○電線類の地中化</p> <ul style="list-style-type: none">・電線共同溝の維持・保全に努める。・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮する。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none">・工作物の形態意匠については、周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しない。

けんどうちがさきていしゃば どうまるこなかやまちがさき ちがさきちゅうおうどお
県道茅ヶ崎停車場、同丸子中山茅ヶ崎（茅ヶ崎中央通り）



施設管理者	神奈川県
指定区域	茅ヶ崎駅北口ロータリー ～新千ノ川橋
景観要素	ストリートファニチャー、街路樹、電線類地中化、地下通路、ふれあい橋、市役所、市民文化会館、中央公園
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、茅ヶ崎駅北口周辺地区の中心としてふさわしい風格ある沿道の景観形成に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・道路管理者は、別表1に定める交通安全施設の整備等を行う場合には、同表に定める色彩基準に適合させるものとする。・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○電線類の地中化</p> <ul style="list-style-type: none">・電線共同溝の維持・保全に努める。・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮する。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none">・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。



こくどう 1 号
国道 1 号

施設管理者	国土交通省
指定区域	J R相模線交差点部～十間坂交差点
景観要素	松並木、電線類地中化、一里塚、地下通路、東海道ルネッサンス
整備に関する事項（景観法第 8 条第 2 項 4 号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、東海道のイメージを継承するため松の保全・創出に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、別表 1 に定める交通安全施設の整備等を行う場合には、同表に定める色彩基準に適合させるものとする。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○みどり豊かな道路空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海道のイメージを継承するために、松の保全・創出に努める。 ・歩道内に存する低木の植え込み等の保全・創出に努める。 <p>○電線類の地中化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の維持・保全に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮する。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準（道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、10YR の色相を基本とし、彩度 6 を超える色彩を使用しない。



施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	茅ヶ崎駅北口ロータリー～十間坂交差点
景観要素	ストリートファニチャー、街路樹、一方通行、無電柱化
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、中心市街地としてふさわしい個性豊かな商店街の賑わいを演出する。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○みどり豊かで快適な歩行空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道等の道路内に高木を含む街路樹、低木による植え込み等を設置し、みどり豊かな道路空間とする。 ・歩行者が安心して快適に散策できるような歩行空間とする。 <p>○無電柱化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮する。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・キャラクターなどの占用物は控える。



施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	全線
景観要素	ストリートファニチャー、電線類地中化、一里塚
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、中心市街地としてふさわしい個性豊かな商店街の賑わいを演出する。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○みどり豊かで快適な歩行空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道等の道路内に高木を含む街路樹、低木による植え込み等を設置し、みどり豊かな道路空間とする。 ・歩行者が安心して快適に散策できるような歩行空間とする。 <p>○無電柱化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の維持・保全に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮する。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・キャラクターなどの占用物は控える。



施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	全線
景観要素	ストリートファニチャー、電線類地中化、一里塚
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、中心市街地としてふさわしい個性豊かな商店街の賑わいを演出する。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○みどり豊かで快適な歩行空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道等の道路内に高木を含む街路樹、低木による植え込み等を設置し、みどり豊かな道路空間とする。 ・歩行者が安心して快適に散策できるような歩行空間とする。 <p>○電線類地中化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の維持・保全に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮する。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・キャラクターなどの占用物は控える。



施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	全線
景観要素	ストリートファニチャー、電線類地中化、一里塚
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、中心市街地としてふさわしい賑やかな商店街のイメージを引き立たせる景観形成に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は別表1に定める交通安全施設の整備等を行う場合には、同表に定める色彩基準に適合させるものとする。歩道整備等を行う場合には仕上げをインターロッキングとする。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○電線類地中化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の維持・保全に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮する。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・キャラクターなどの占用物は控える。



施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	全域
景観要素	桜並木、イベント広場、水辺の環境
整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号口）	<p>公園の整備にあたっては、利用者が豊かなみどりを享受し、憩いとやすらぎの場として活用できるようにする。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。 例)木材、自然石を利用したベンチ、枯枝を利用した柵等 ・その他の素材は、10YRの色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・照明灯の柱等の線的な工作物、及び防護柵の色彩は、ダークブラウン(マンセル値：10YR/2.0/1.0程度)とする。 ・素材は、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ・光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○豊かなみどりの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うるおいと彩りを演出するため、みどりの保全を行い、季節ごとに特色ある植栽を施す。
占用許可基準（都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠は、10YRの色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・キャラクターなどの占用物は控える。

別表1 (本表に示す色彩は、JISのZ8721に示すマンセル表色系によるものとする。)

路線名称 交通安全施設名称	国道134号	国道1号、県道丸子中山 茅ヶ崎(国道1号以北)	県道茅ヶ崎停車場 (国道1号より南)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駒止 ・ 車両用防護柵(ガードレール形式を除く) ・ 歩行者自転車用防護柵 ・ 道路標識の支柱(路側式を除く) ・ 道路照明施設 	10YR8.5/0.5程度 (オフホワイト) ビームの一部、メッシュフェンス： 10YR6.0/1.0程度(グレーベージュ)	10YR2.0/1.0程度 (ダークブラウン)	5G5.0/1.0程度 (グレイッシュグリーン)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両用防護柵(ガードレール形式) 	10YR8.5/0.5程度 (オフホワイト)	支柱：10YR2.0/1.0程度 ビーム：10YR6.0/1.0程度	該当なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道橋(手摺部分を除く) ・ 道路標識の支柱(路側式) ・ 道路反射鏡 	10YR8.5/0.5程度 (オフホワイト)	10YR6.0/1.0程度 (グレーベージュ)	5G5.0/1.0程度 (グレイッシュグリーン)

路線名称 交通安全施設名称	市道2244号線
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駒止 ・ 車両用防護柵(ガードレール形式を除く) ・ 歩行者自転車用防護柵 ・ 道路標識の支柱(路側式を除く) ・ 道路照明施設 	5R4/1.0程度 (ダークブラウン) 10BG3/4.0程度 (エメラルドブルー)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両用防護柵(ガードレール形式) 	該当なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道橋(手摺部分を除く) ・ 道路標識の支柱(路側式) ・ 道路反射鏡 	10YR8.5/0.5程度 (オフホワイト)

※以下に該当するものについては、公共施設管理者と市が調整を図り、その色彩を決定するものとする。

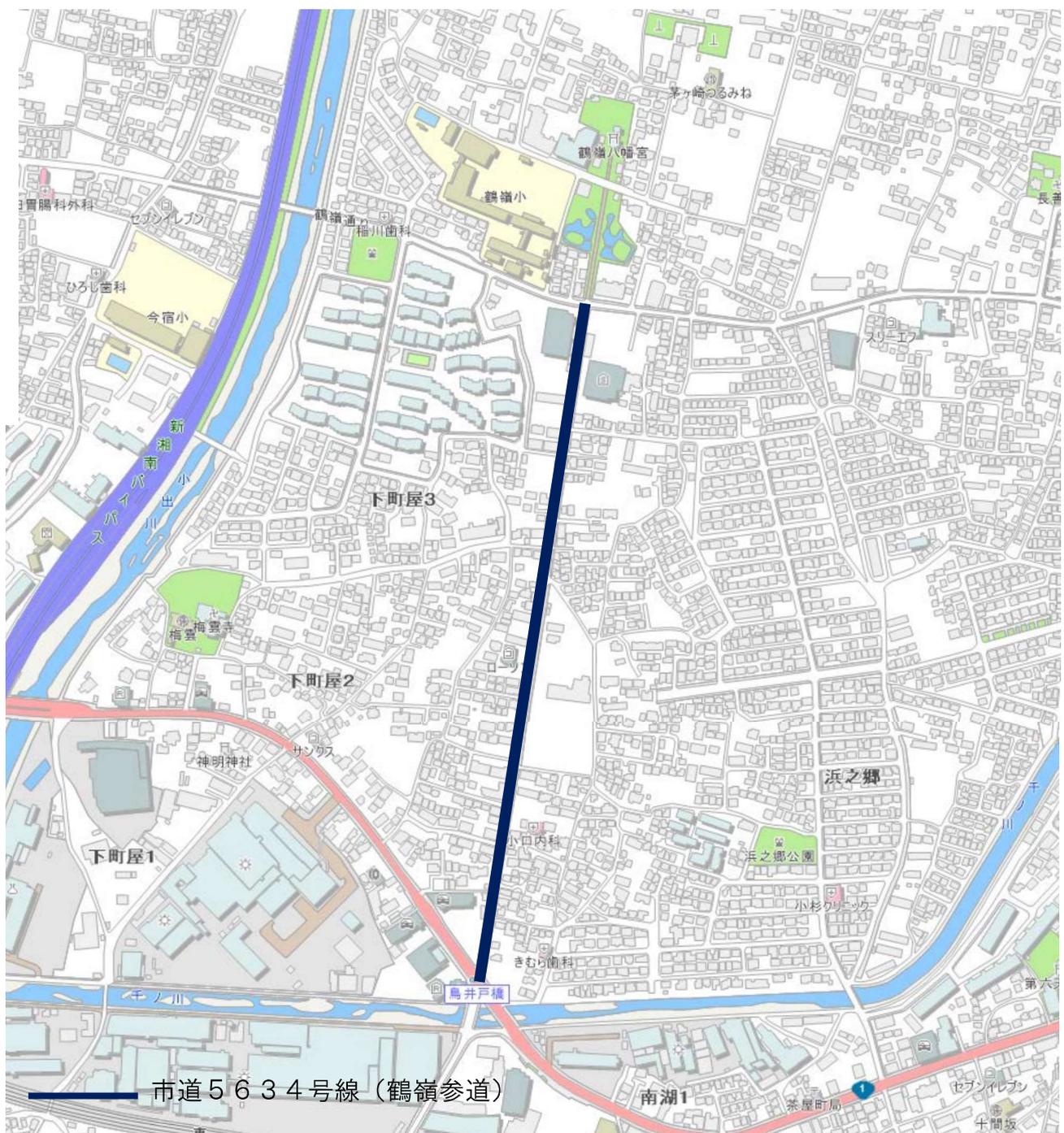
- 1 素材を着色しないで使用する場合(溶融亜鉛メッキ仕上げ、プレキャスト・コンクリート等)
- 2 交通安全上色彩による視認性の確保が必要となる道路反射鏡等
- 3 上表に示した施設以外の施設

3) 市道5634号線（鶴嶺参道）

(1) 景観重要公共施設の指定理由（市道5634号線（鶴嶺参道））

市中央西部に位置する、市道5634号線（鶴嶺参道）は、鶴嶺八幡宮と国道1号（鳥井戸橋）を繋ぐ約760mの道路で、古くから鶴嶺八幡社の参道として利用され、現在においてもその趣が残る通りです。

「鶴嶺八幡社の参道および参道松並木」について、「参道」は市の史跡、「松並木」については市の天然記念物に指定され、カラー舗装化などの参道の雰囲気にあった整備が行われました。ちがさき景観資源となっている参道の景観を保全・活用していくため、景観重要公共施設に指定しました。





施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	全線
景観要素	ストリートファニチャー、街路樹、街路灯の配線の地中化
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、参道、松並木に代表される歴史と文化を伝える景観形成に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は別表2に定める交通安全施設の整備等を行う場合には、同表に定める色彩基準に適合させるものとする。 ・歩道整備等を行う場合には仕上げをインターロッキングとする。車道の整備等を行う場合はカラー砕石を使用する。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○みどり豊かで快適な歩行空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道等の道路内に高木を含む街路樹、低木による植込み等を設置し、みどり豊かな道路空間とする。 ・歩行者が快適に散歩できるような開放的歩行空間とする。 <p>○電線の地中化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯の地中配線の維持・保全に努める。 ・地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占用者に働きかける。または地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。 <p>・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。</p> <p>・キャラクターなどの占用物は控える。</p>
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	

別表2（本表に示す色彩は、JISのZ8721に示すマンセル表色系によるものとする。）

路線名称	市道5634号線
交通安全施設名称	
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 駒止 ▪ 車両用防護柵（ガードレール形式を除く） ▪ 歩行者自転車用防護柵 ▪ 道路標識の支柱（路側式を除く） ▪ 道路照明施設 	5R4/1.0 程度 (ダークブラウン)
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 車両用防護柵 	該当なし
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 横断歩道橋（手摺部分を除く） ▪ 道路標識の支柱（路側式） ▪ 道路照明施設 	5R4/1.0程度 (ダークブラウン)

※以下に該当するものについては、公共施設管理者と市が調整を図り、その色彩を決定するものとする。

- 1 素材を着色しないで使用する場合
- 2 交通安全上色彩による視認性の確保が必要となる道路反射鏡等
- 3 上表に示した施設以外の施設



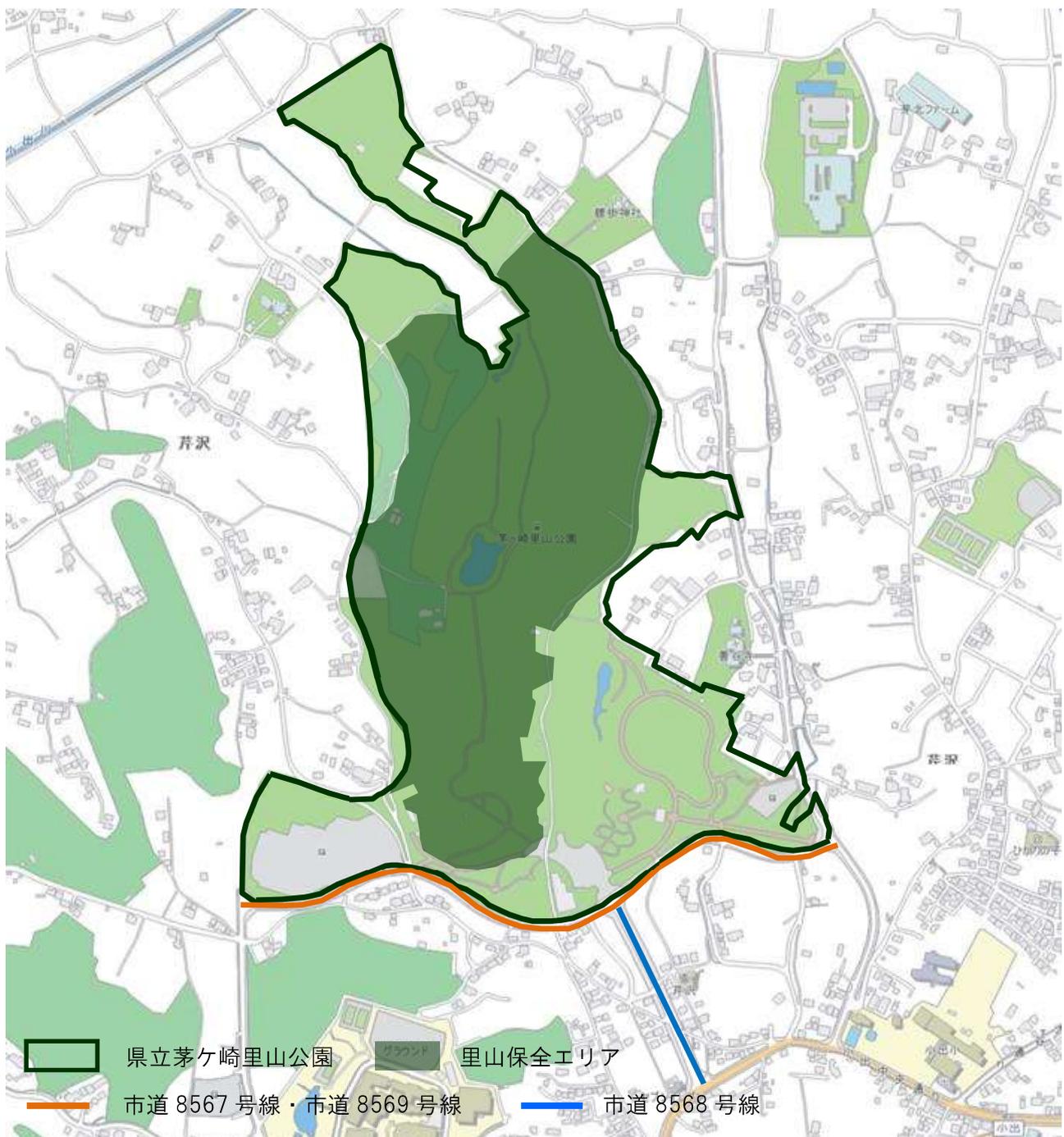
施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	雄三通り中央交差点～平和学園前交差点
景観要素	ストリートファニチャー、街路樹、インターロッキング
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に準拠するとともに、徒歩や自転車で安全に楽しくまちを巡れるような景観形成に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。植樹帯周囲はインターロッキング舗装とし庭園的なやすらぐ空間を整備する。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○みどり豊かで快適な歩行空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者が安心して快適に散策できるような歩行空間とする。 ・歩道内の道路等に高木を含む街路樹、低木による植え込み等を設置し、街路樹がもつ延焼遅延効果を高めながら、みどり豊かな道路空間とする。 <p>○電線の地中化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の整備に努める。 ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩に配慮する。または、地上機器の周辺を、植栽による遮蔽で修景を図る。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・キャラクターなどの占用物は控える。

5) 県立茅ヶ崎里山公園、市道 8567 号線、市道 8569 号線及び市道 8568 号線

(1) 景観重要公共施設の指定理由

県立茅ヶ崎里山公園は、北部丘陵地域景観ゾーンに位置し、谷戸の自然など茅ヶ崎を代表する自然景観が残されています。近年整備が完了し、市民にレクリエーションや環境面で多様な楽しみを提供しており、平日休日ともに家族連れによる賑わいと安らぎのある景観を創出しています。

今後もみどりの自然拠点、活動拠点としての景観の創出を進めるため、同公園とその周辺道路である市道 8567 号線、市道 8569 号線及び市道 8568 号線を景観重要公共施設に指定しました。



けんりつちがさきさとやまこうえん

県立茅ヶ崎里山公園



里山公園（撮影 五十嵐正男さん）

施設管理者	神奈川県
指定区域	全域
景観要素	谷戸、池、広場、里の家、谷の家、エントランス、パークセンター、富士山の眺望
整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号口）	<p>公園の整備にあたっては、自然とともに生活を営む里山の景観を受け継ぎ、自然と未来の織りなす豊かな憩いの場としての里山環境を保全するものとする。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。・その他の素材の使用にあたっては、10R及び10YRの色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。里山保全エリア以外の場所に設置する遊具、健康器具等においては高彩度から安全性を確保する意味合いもあるのでこの限りではない。・照明灯の柱等の線的な工作物、及び防護柵の色彩はダークブラウン（10R/2.0/1.0）とする。・光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限にとどめる。・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。 <p>○みどりの保全</p> <ul style="list-style-type: none">・みどりの保全を行う。
占用許可基準（都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項）	<ul style="list-style-type: none">・工作物の形態意匠は、10YRの色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。・自動販売機の色彩は、「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」（清涼飲料自販機協議会）を基本に、周囲の景観と調和するものとする。また、複数隣合わせて設置する場合は色彩の統一を図る。



施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	全線
景観要素	インターロッキング、カラー舗装
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の意匠形態については10R、10YRの色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・歩行者が安心して快適に散策できるような歩行空間とする。 ・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠については、10R及び10YRの色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・キャラクターなどの占用物は控える。



施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	全線
景観要素	ストリートファニチャー、街路樹、無電中化、石張りによる舗装
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の意匠形態については 10R、10YR の色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・ 歩道等の道路内に高木を含む街路樹、低木による植え込み等を設置し、みどり豊かな道路空間とする。 ・ 歩行者が安心して快適に散策できるような歩行空間とする。 ・ サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。
占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の形態意匠については、10R及び10YRの色相を基本とし、彩度6を超える色彩を使用しない。 ・ キャラクターなどの占用物は控える。

6) 駒寄川

(1) 景観重要公共施設の指定理由

駒寄川は、清水谷(特別緑地保全地区)を主な水源とし、西に約4km経て、小出川と合流しています。川沿いには遊歩道(河川管理用通路)やせせらぎ公園と一体となった親水護岸が整備され、みどり豊かな住宅地景観を楽しむことができます。

景観の保全と豊かな自然と触れ合える空間の整備を今後においても継続していくために、さかえはし～JR相模線までの区間を景観重要公共施設に指定しました。





施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	さかえはし～JR 相模線（河川管理用通路含む）
景観要素	遊歩道（河川管理用通路）、橋梁、植栽帯、自然の流水
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>整備にあたっては、「河川景観の形成と保全の考え方」に準拠するとともに、安全安心な治水機能の確保を前提としつつ、自然が身近に感じられ、周辺の住宅地と一体となった河川の環境整備に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・工作物の意匠形態については、彩度4を超える色彩を使用しない。・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。・河川内は電線等の横断を避け、眺望を阻害しない。 <p>○周辺環境の調和</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺の住環境・公園・植栽帯との調和を意識し、一体的な整備を行う。・自然環境の保全に配慮する。 <p>○橋梁</p> <ul style="list-style-type: none">・高欄は透過性の高いデザインとし圧迫感を与えないようにする。
占用許可基準（河川法第24条又は第26条第1項）	<ul style="list-style-type: none">・工作物の形態意匠については、彩度4を超える色彩を使用しない。・キャラクターなどの占用物は控える。